

2019年9月27日

お客様各位

NECプラットフォームズ株式会社

消費税率変更に伴う対応に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご高承のとおり、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率を10%に引上げることとなっております。

つきましては、弊社より貴社への消費税等のご請求に関し、下記のとおりとさせていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 売買契約に関して

消費税等の税率引上げ施行日（2019年10月1日）以降に引渡しが実施された場合、消費税等の税率10%を適用いたします。

2. 請負契約に関して

消費税等の税率引上げ施行日（2019年10月1日）以降に引渡しが実施された場合、消費税等の税率10%を適用いたします。ただし、税率引上げに伴う経過措置の対象となる取引につきましては、別途その旨ご通知申し上げます。

3. 賃貸借契約に関して

消費税等の税率引上げ施行日（2019年10月1日）以降に資産の貸付けが実施された場合、消費税等の税率10%を適用いたします。ただし、税率引上げに伴う経過措置の対象となる取引につきましては、別途その旨ご通知申し上げます。

4. 役務提供に関する契約（保守サービス等）に関して

消費税等の税率引上げ施行日（2019年10月1日）以降に役務提供が実施された場合、消費税等の税率10%を適用いたします。

役務提供が毎月行われる定期型の契約については、契約金額が年額で表示されている場合でも、料金を月数按分して毎月収益を計上し、消費税等はその収益計上に対応して認識致します。したがって消費税等の税率引上げ施行日以降に役務提供を行う分については、消費税等の税率10%を適用いたします。

5. 前払いの取り扱いについて

消費税等の税率引上げ施行日（2019年10月1日）以降に引渡しを実施する契約、資産の貸付けを行う契約、役務提供を行う契約について、旧税率でお支払いいただいている場合、新税率との差額分を改めてご請求させていただきます。

【お問合せ先】

NECプラットフォームズ株式会社

ネットワークプロダクツ事業部 フィールド技術グループ

Tel:044-982-3108

以上